

杵築市山香ふれあい広場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、杵築市山香ふれあい広場条例（平成29年杵築市条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可申請)

第2条 条例第4条第1項の規定により杵築市山香ふれあい広場（以下「ふれあい広場」という。）の利用の許可を受けようとする者は、杵築市山香ふれあい広場利用許可申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(許可書の交付)

第3条 市長は、前条の規定による申請を審査し、利用の許可を決定したときは、杵築市山香ふれあい広場利用許可書（様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。

(使用料の徴収)

第4条 条例第6条第2項の規定による特別の理由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 雨天中止のイベント等で利用後の支払いを希望する場合
- (2) 1月に複数回使用する予定がある者が月締の支払いを希望する場合
- (3) 市長において特に必要があると認める場合

(使用料の減免申請)

第5条 条例第7条の規定による使用料を減額又は免除することができる場合は、次の表に定めるとおりとする。

減額又は免除することができる場合	減額の率又は免除
市（執行機関を含む。）が主催又は共催する行事に使用するとき	免除
児童、生徒が学習活動の一環として使用するとき	免除
市内の社会教育団体又は福祉団体がその事業目的のために使用するとき	5割
地震、火災、水害等の災害により、応急収容施設として使用するとき	免除
その他公益上特に必要があると認めるとき	免除又は5割

- 2 前項の表に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるときは、同項に準じて使用料を減額し、又は免除することができる。
- 3 使用料の減免を受けようとする者は、杵築市山香ふれあい広場使用料減免申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（損害の責任）

第6条 市長は、ふれあい広場での盗難及び事故については、その責任を負わない。ただし、市の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。